

# 令和2年5月市議会建設水道委員会資料

## 所管事項調査

目次

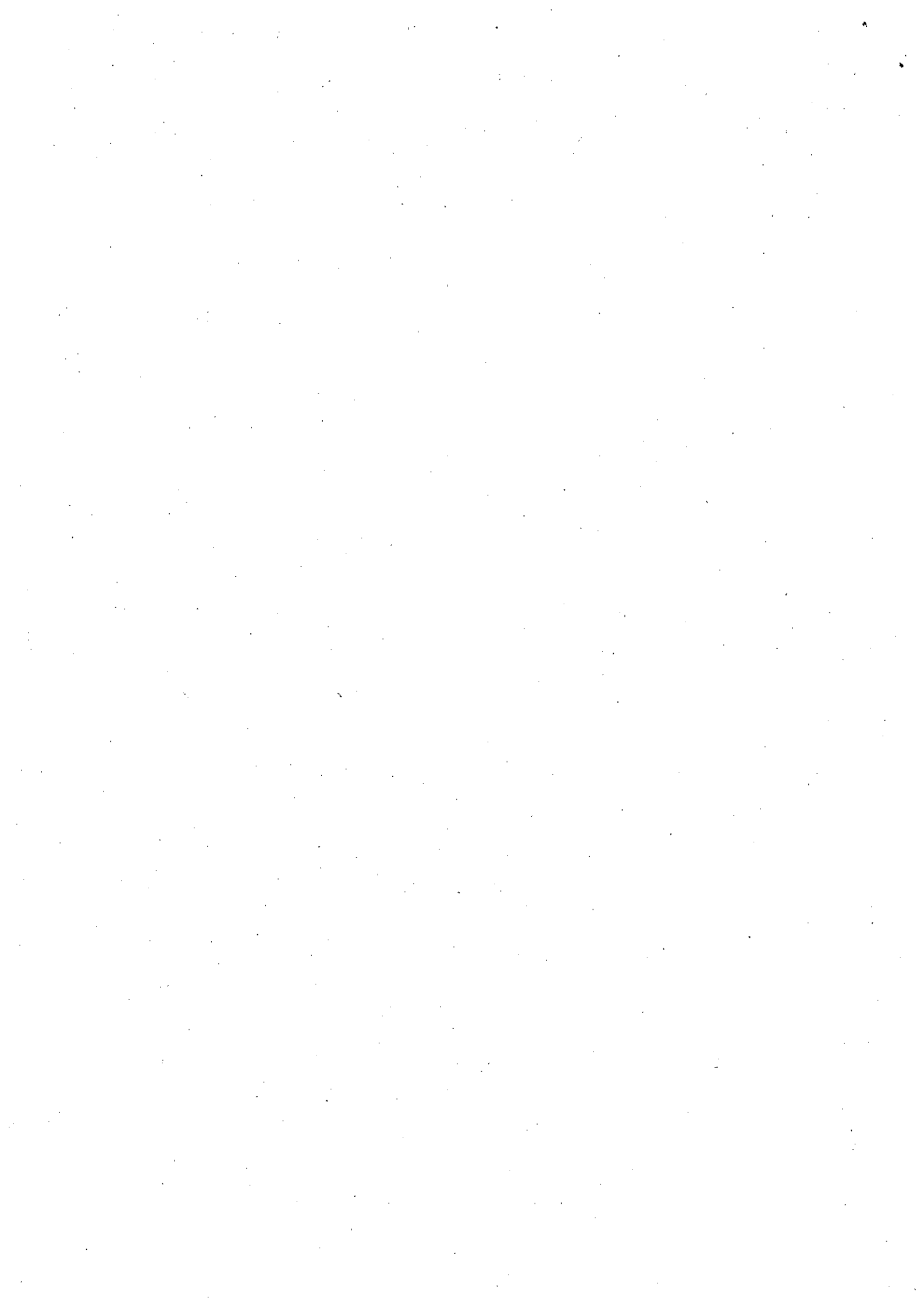
ページ

### 新型コロナウイルス感染症対策について

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により水道料金等の支払いが  
困難な方への対応について…………… 1
- 2 支払猶予等相談件数及び支払猶予額について…………… 2

上 下 水 道 局

令 和 2 年 5 月



# 1 新型コロナウイルス感染症の影響により水道料金等の支払いが困難な方への対応について

新型コロナウイルス感染症の影響により水道料金及び下水道使用料等の支払いが困難なお客様に対して、支払猶予及び分割納付の相談に応じている。

## (1) 対象となる公共料金

水道料金、下水道使用料、集落排水施設使用料

## (2) 対象者

個人・・・新型コロナウイルス感染症の影響により離職、休業等を余儀なくされ収入が大幅に減少し、一時的に水道料金等のお支払いが困難と認められる方

法人・・・新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が大幅に減少し、一時的に水道料金等のお支払いが困難と認められる事業者

## (3) 周知方法

ホームページ等により周知しているほか、案内チラシ及び必要書類を以下の関係部局等に設置。

・商工部、収納課、各地域センター、生活福祉課、社会福祉協議会

## (4) 根拠法令

水道料金、集落排水施設使用料・・・地方自治法施行令第171条の6第1項第3号  
(履行延期の特約等)

下水道使用料・・・・・・・・・・・・・・・・地方自治法第231条の3第3項  
(督促、滞納処分等)

2 支払猶予等相談件数及び支払猶予額について

(1) 支払猶予等相談件数 (3月30日～5月8日)

《期間別集計》

【単位：件】

区分 \ 期間	3月30日 ～4月3日	4月6日 ～4月10日	4月13日 ～4月17日	4月20日 ～4月24日	4月27日 ～5月1日	5月7日 ～5月8日	合計
個人	8	8	5	11	15	4	51
事業者	5	10	5	8	6	4	38
合計	13	18	10	19	21	8	89

《相談件数内訳》

【単位：件】

区分	勤務日数 減・休業	失業	合計
個人	49	2	51

【単位：件】

業種 区分	建設業	製造業	小売業	運輸業	飲食業	宿泊業	サービス業	合計
事業者	2	1	1	2	22	6	4	38

(2) 支払猶予額

【単位：件、円】

区分	件数	金額		
		水道	下水道	合計
個人	51	656,031	453,024	1,109,055
事業者	38	6,933,010	8,430,685	15,363,695
合計	89	7,589,041	8,883,709	16,472,750

※支払猶予額については、申請件数の令和2年2月～4月分の水道料金及び下水道使用料。